

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約を行っている債権については、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。 返済に至っていない債権については、継続して納付交渉を行い、早期に返済が開始されるよう関係機関とも連携し対応していく。	
取組実績	分納誓約を行っている債権については、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。 返済に至っていない債権については、継続して納付交渉を行い、早期に返済が開始されるよう関係機関とも連携し対応していく。 支払いの滞っていた債務者に対し、納付交渉を行い、納付書を送付することにより、返納が再開された。	
課題	納付に至っていない債権について、早期に回収できるよう債務者と協議を続ける必要がある。	
改善策	納付がない、納付交渉に応じない債務者について、必要に応じて財産調査等を実施するなどして納付交渉を続ける。	

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約を行っている債権については、定期的に法人の経営状況を確認したうえで分納額の増額を求めるとともに、分納が滞らないよう継続して納付交渉を行っていく。 返済に至っていない債権については、継続して納付交渉を行い、早期に返済が開始されるよう関係機関とも連携し対応していく。	

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 （上記1Bキ）	政令指定都市 平均
過年度徴収率	1.2%	

	大阪市 （上記1Bキ）	政令指定都市 平均
現年度徴収率	－	

	大阪市 （上記1Bキ）	政令指定都市 平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	1.2%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	契約管財局	担当	管財部管財課賃貸グループ	債権整理番号(3ケタ)	003	債権区分	私債権	債権名	土地賃貸料
----	-------	----	--------------	-------------	-----	------	-----	-----	-------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例) 令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	A
-----	---	-----	----	-------------	---

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「一」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標）

… 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ×(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'× (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ×ケ'
A	令2 実績	61,636	161	61,475	14,547	0	14,708	23.7%	23.9%	46,928	455,589	440,690	0	440,690	96.7%	96.7%	14,899	88.0%	88.0%	61,827
B	令3 実績	61,827	▲ 5,530	67,357	7,535	0	2,005	11.2%	3.2%	59,822	440,625	422,325	0	422,325	95.8%	95.8%	18,300	84.6%	84.5%	78,122
C	令4 修正目標	78,122	0	78,122	9,000	0	9,000	11.5%	11.5%	69,122	430,001	421,401	0	421,401	98.0%	98.0%	8,600	84.7%	84.7%	77,722
D	令4 実績	78,122	0	78,122	16,304	0	16,304	20.9%	20.9%	61,818	427,402	413,479	0	413,479	96.7%	96.7%	13,923	85.0%	85.0%	75,741
E	令5 当初目標	77,722	0	77,722	9,000	0	9,000	11.6%	11.6%	68,722	416,001	407,681	0	407,681	98.0%	98.0%	8,320	84.4%	84.4%	77,042
F	令5 修正目標	75,741	0	75,741	9,000	0	9,000	11.9%	11.9%	66,741	421,223	412,799	0	412,799	98.0%	98.0%	8,424	84.9%	84.9%	75,165
G	令6 当初目標	75,165	0	75,165	9,000	0	9,000	12.0%	12.0%	66,165	408,223	400,059	0	400,059	98.0%	98.0%	8,164	84.6%	84.6%	74,329

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

	分類	回収債権									整理債権								合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
		滞納発生直後 のもの (督促状未送付 のもの)	督促状送付後、 各種催告中 又は 納付交渉中のも の	督促状送付後、 各種処分に向け て、財産調査中 又は 行方不明等であ るなど調査中 又は 個人債務者が 死亡したため、 相続人調査中 のもの	【強制公】 差押手続中のも の 又は 【非・私】 債務名義取得 のため法的手続 中のもの	【強制公】 換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、 強制執行中 又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割契約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割契約により、債務者の責力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割契約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 ＝上記2のD (令5乗積) のケ及びゲ ※ 残高の数字の一致を確認した上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致のセルを黄色く塗りつぶして提出)		
過年度	未収債権の件数		802	199		181			1,182	29					13		42	1,224	
	未収金残高		35,851	7,775		8,984			52,610	5,885					3,323		9,208	61,818	
現年度	未収債権の件数		184	12		75			271	0					0		0	271	
	未収金残高		8,195	613		5,115			13,923	0					0		0	13,923	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③ ⇒ 回収債権：(④→⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：{(⑩ 又は ⑪ 又は (⑫→⑬)} → ⑭} 又は ⑮→⑯

令和4年度
決算見込に
おける
債務者数

191

人

令和4年度決算見込における
未収債権の件数(過年度+現年度)

令和4年度決算見込における

未收金残高(過年度+現年度)

= 上記2のD(令4実績)のケ”

1,495

75,741

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・未収金回収業務について弁護士と委任契約を締結し、滞納案件ごとの法律相談及び法的措置を含めた効果的な対応策を検討する。 ・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を行い、相続人を確定させたくて、催告及び納付交渉等を行う。 ・相続人の相続放棄が確認できており、相続人が不在となった案件について、相続財産管理人の申立てを行い、未収金の回収を試みる。	・納付期限後30日以内に督促状を送付するとともに、必要に応じて電話等による催告を行う。 ・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を行い、相続人を確定させたくて、催告及び納付交渉等を行う。 ・極度額が設定された新民法適用案件について、保証人に対する請求を必ず行う。
取組実績	・連絡のつかない債務者1名が交渉の場に現れないと交渉が進まないため、委任弁護士より他の債務者に探して連れてくるように期限を設けて約束させた。 ・相続調査を行い、相続人を確定し文書催告及び納付交渉を行った。 ・高額滞納者について、弁護士と相続財産管理人選任申立の委任契約を締結し、相続財産管理人の申立てを行い、借地権付建物の売却利益により弁済を行ってもらう手法を提案するなど、交渉・調整を行った。	・納入期限より30日以内に督促状を送付し、弁済がなされない案件については、新型コロナウイルス感染症対策が緩和されたため、積極的な電話、訪問等の対面による督促を行い早期滞納解消に努めた。 ・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を実施した。
課題	・事業開始から概ね70年を経過し、当該建物の老朽化や賃借人の高齢化が進む中、生活状況の変化により本件地に居住していないケースや、相続名義変更手続きがされていないケースも増加してきている。また、相続人不在、相続人の確定が困難、相続放棄など、権利関係が複雑化しておりその対応策について法律の専門的な知識が必要となってきている。	・事業開始から概ね70年を経過し、当該建物の老朽化や賃借人の高齢化が進む中、生活状況の変化により本件地に居住していないケースや、相続名義変更手続きがされていないケースも増加してきている。また、相続人不在、相続人の確定が困難、相続放棄など、権利関係が複雑化しておりその対応策について法律の専門的な知識が必要となってきている。 ・賃借人から延長願いの提出があった案件については、履行延期の特約により納入期限を延長しているが、新型コロナウイルス感染症の影響で、賃借人の支払い能力が低下しているため、現年度の未収金額が増加傾向にある。
改善策	・滞納交渉が進まない案件について、委任弁護士からの督促を実施し法的対応についても検討を行う。 ・訴訟や相続財産管理人選任など法的対応が必要な案件について、委任弁護士からの助言を受けながら法的アプローチを図る。	・履行延期の特約や分納誓約の締結も視野に入れ、滞納交渉を進める。 ・納付書が届かない案件については相続が発生している可能性が高いので、迅速に相続調査を行う。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・未収金回収業務について弁護士と委任契約を締結し、滞納案件ごとの法律相談及び法的措置を含めた効果的な対応策を検討する。 ・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を行い、相続人を確定させたくて、催告及び納付交渉等を行う。 ・相続人の相続放棄が確認できており、相続人が不在となった案件について、相続財産管理人の申立てを行い、未収金の回収を試みる。	・納付期限後30日以内に督促状を送付するとともに、必要に応じて電話等による催告を行う。 ・賃借人が死亡しているケースについては相続調査を行い、相続人を確定させたくて、催告及び納付交渉等を行う。 ・極度額が設定された新民法適用案件について、保証人に対する請求を必ず行う。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	11.2%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
現年度徴収率	95.8%	

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	84.6%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	こども青少年局	担当	こども家庭課	債権整理番号(3ケタ)	050・051	債権区分	強制公・非強公	債権名	児童扶養手当返還金
----	---------	----	--------	-------------	---------	------	---------	-----	-----------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したものと

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したものと

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ''	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ－(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ'' ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク'' ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ'' ＝ケ＋ケ'
A	令2 実績	190,429	▲ 4,571	195,000	20,459	6,183	22,071	10.5%	11.6%	168,358	69,931	41,563	0	41,563	59.4%	59.4%	28,368	23.4%	24.4%	196,726
B	令3 実績	196,726	2,216	194,510	19,402	6,212	27,830	10.0%	14.1%	168,896	65,104	42,980	0	42,980	66.0%	66.0%	22,124	24.0%	27.0%	191,020
C	令4 修正目標	191,020	▲ 1	191,021	19,338	7,890	27,227	10.1%	14.3%	163,793	64,649	41,507	0	41,507	64.2%	64.2%	23,142	23.8%	26.9%	186,935
D	令4 実績	191,020	▲ 851	191,871	19,347	6,241	24,737	10.1%	12.9%	166,283	67,412	42,985	0	42,985	63.8%	63.8%	24,427	24.0%	26.2%	190,710
E	令5 当初目標	186,935	0	186,935	18,923	6,742	25,665	10.1%	13.7%	161,270	66,121	42,394	0	42,394	64.1%	64.1%	23,727	24.2%	26.9%	184,997
F	令5 修正目標	190,710	0	190,675	19,209	6,762	25,971	10.1%	13.6%	164,704	66,121	42,174	0	42,174	63.8%	63.8%	23,947	23.9%	26.5%	188,651
G	令6 当初目標	188,651	0	188,651	19,104	6,714	25,818	10.1%	13.7%	162,833	66,121	42,174	0	42,174	63.8%	63.8%	23,947	24.1%	26.7%	186,780

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

		回収債権										整理債権								合計	
分類		① 滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	② 督促状送付後、各種催告中 又は 納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中 又は 行方不明等で所在など調査中 又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】 差押え後、換価手続中 又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中 又は 強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		⑩ 【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの 又は 換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等 又は 相続人調査後なお相続人未確定若しくは 相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの 又は 債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたものの	⑭ 【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝ 上記2のD (令3実績) のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数	0	47	38	0	0	123	68	0	70	346	0	2	0	0	9	10	21	367		
	未収金残高	0	9,595	22,318	0	0	34,359	71,416	0	23,072	160,760	0	161	0	0	5,363	5,882	11,406	172,166		
現年度	未収債権の件数	21	17	0	0	0	24	1	0	0	63	0	0	0	0	0	0	0	63		
	未収金残高	9,555	4,651	0	0	0	9,865	356	0	0	24,427	0	0	0	0	0	0	0	24,427		

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ → 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬)) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	370 人	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	430
		令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝ 上記2のD(令4実績)のケ	196,593

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・返還金の事務処理要領を周知徹底し、債権回収や消滅時効経過予定債権への対応を進める。 ・分納誓約の履行が滞っている債務者に催告状発送等の納付勧奨を行うとともに、確実な返済計画となるよう見直しを行う。 ・滞納処分の実行停止を適切に行えるよう、通知書の教示文を含め検討を進める。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧める。	・高額の返還金発生を防ぐ取組を強化するため、総合福祉システムから配信される福祉異動リストの効果的な利用方法を、各区担当者へ周知徹底し、滞納発生のさらなる抑制を図る。 ・返還金の事務処理要領を周知徹底し、債権回収や消滅時効経過予定債権への対応を進める。 ・新たな返還金を発生させないため、新規認定時や現況届時に受給者のしおりを配布し、受給者への制度説明や届出手続き等の説明を徹底する。 ・債権管理に携わる職員に、未収金の把握や納付勧奨、確実な返済計画作成を行うよう指導する。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧める。
取組実績	・債権管理に携わる職員に、返還金事務処理要領を周知徹底し、未収金の把握や納付勧奨を行った。 ・分納誓約の履行が滞っている債務者に催告状発送等の納付勧奨を行うとともに、確実な返済計画となるよう見直しを行った。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧め、充当が可能な者については当該対応を行った。 ・債務者に対して、滞納処分を進め納付勧奨や差押えの準備を行った。	・総合福祉システムから配信される福祉異動リストを活用し過払発生に対応した。 ・新たな返還金を発生させないため、新規認定時や現況届時に受給者のしおりを配布し、受給者への制度説明や届出手続き等の説明を徹底した。 ・債権管理に携わる職員に、返還金事務処理要領を周知徹底し、未収金の把握や納付勧奨、確実な返済計画作成を行った。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧め、充当や内払調整が可能な者については当該対応を行った。
課題	・年金の遺及受給や所得更正、事実婚の発覚等により何年にもわたり遺及して返還金が生じるケースについては、返還金額が膨大であり、返還がなかなか進まない。 ・児童扶養手当の従事職員は債権の回収をメイン業務としていないため、なかなか連絡がつかない債務者や交渉に応じない難件の債務者に対し、効果的な返還を求めていくことが困難。	・年金の遺及受給や所得更正、事実婚の発覚等により何年にもわたり遺及して返還金が生じるケースについては、返還金額が膨大になるため、こういった返還金について、速やかに把握するとともに、発生を防ぐことが難しい。 ・児童扶養手当の従事職員は債権の回収をメイン業務としていないため、なかなか連絡がつかない債務者や交渉に応じない難件の債務者に対し、効果的な返還を求めていくことが困難。
改善策	・返還が困難な債務者に対しては、滞納処分の実行停止を適切に行えるよう検討を進める。	・新規申請の際などに、受給できる可能性のある年金は直ちに申請することや、確定申告を確実に行うことなど具体的に案内を行うよう各区担当者へ周知徹底するとともに、現況届時等の聴取や福祉異動確認リストの内容確認を確実に行い、不正受給の早期発見に努めるよう、各区担当者へ周知を徹底する。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・返還金の事務処理要領等を周知徹底し、日常から適正な債権管理に努め、積極的に債権回収や消滅時効経過予定債権への対応を進める。 ・分納誓約の履行が滞っている債務者に催告状発送等の納付勧奨を行うとともに、確実な返済計画となるよう見直しを行う。 ・滞納処分の実行停止を適切に行えるよう、通知書の教示文を含め検討を進める。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧める。 ・債務者に対して、滞納処分を進め、資力のある者に対しては差押えを行う。	・総合福祉システムから配信される福祉異動リストの効果的な利用方法を各区担当者へ周知徹底し、高額の返還金発生を未然に防ぐ取組を強化する。 ・返還金の事務処理要領を周知徹底し、債権回収や消滅時効経過予定債権への対応を進める。 ・新たな返還金を発生させないため、新規認定時や現況届時に受給者のしおりを配布し、受給者への制度説明や届出手続き等の説明を徹底する。 ・債権管理に携わる職員に、未収金の把握や納付勧奨、確実な返済計画作成を行うよう指導する。 ・債務者に対し確実な納付方法である口座振替を積極的に勧める。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位

位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1日キ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	10.0%	

	大阪市 (上記1日キ')	政令指定都市 平均
現年度徴収率	66.0%	

	大阪市 (上記1日キ'')	政令指定都市 平均
合計(過年度＋現年度)徴収率	24.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

「不正・不当利得」と「過誤」を分けていない政令指定都市が多く比較が困難。□

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	こども青少年局	担当	こども家庭課	債権整理番号(3ケタ)	040	債権区分	強制公	債権名	児童福祉施設徴収金
----	---------	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	-----------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和3年度修正目標＝令和3年度当初に、令和2年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和3年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」… 当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分								現年度分							合計			
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ	イ ＝ア-ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ+エ+オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ+オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'+オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'- (エ'+オ')	キ'' ＝(エ+エ') ÷(ウ+ウ')	ク'' ＝(カ+カ') ÷(ア+ウ')	ケ'' ＝ケ+ケ'
A	令2 実績	86,819	214	86,605	5,793	9,973	15,980	6.7%	18.4%	70,839	48,530	34,922	0	34,922	72.0%	72.0%	13,608	30.1%	37.6%	84,447
B	令3 実績	84,447	1,293	83,154	5,017	7,505	13,815	6.0%	16.4%	70,632	50,280	34,588	0	34,588	68.8%	68.8%	15,692	29.7%	35.9%	86,324
C	令4 修正目標	86,324	0	86,324	6,043	8,114	14,157	7.0%	16.4%	72,167	49,891	35,971	0	35,971	72.1%	72.1%	13,920	30.8%	36.8%	86,087
D	令4 実績	86,324	0	86,324	4,181	6,941	11,122	4.8%	12.9%	75,202	50,884	30,224	0	30,224	59.4%	59.4%	20,660	25.1%	30.1%	95,862
E	令5 当初目標	86,087	0	86,087	6,026	8,088	14,114	7.0%	16.4%	71,973	49,891	35,971	0	35,971	72.1%	72.1%	13,920	30.9%	36.8%	85,893
F	令5 修正目標	95,862	0	95,862	6,710	7,765	14,475	7.0%	15.1%	81,387	49,898	35,976	0	35,976	72.1%	72.1%	13,922	29.3%	34.6%	95,309
G	令6 当初目標	95,309	0	95,309	6,672	7,720	14,392	7.0%	15.1%	80,917	49,898	35,976	0	35,976	72.1%	72.1%	13,922	29.4%	34.7%	94,839

3. 令和3年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)																				
分類	回収債権									整理債権								合計		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等所 在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残りの回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計 ＝上記2のD (令3実績)のケ及びケ' ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)		
過年度	未収債権の件数	0	2,861	248			59	425		399	3,992	0	14	0	132	0	0	19	165	4,157
	未収金残高	0	51,671	4,500	0	0	1,058	7,650	0	7,337	72,216	0	263	0	2,376	0	0	347	2,986	75,202
現年度	未収債権の件数	256	863	5							1,124	0	2	0		0	0		2	1,126
	未収金残高	4,606	15,948	82	0	0	0	0	0	0	20,636	0	24	0	0	0	0	0	24	20,660

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: (⑩ 又は ⑪ 又は (⑫ → ⑬) → ⑭) 又は ⑮ → ⑯

令和3年度 決算見込に おける 債務者数	425	令和3年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	5,283
人		令和3年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝ 上記2のD(令2実績)のケ	95,862

4. 令和3年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・財政局が実施する研修に参加することで局担当者の習熟度アップを図り、前年度は実施できていなかった、区役所担当者向けの説明会を実施することにより、昨年度改定したマニュアルの活用と合わせ、担当者の習熟度アップを図る。 ・区において、納入義務者に対し定期的に催告書送付等を行うとともに、区担当者と納入義務者が納付交渉の場を持てるよう、こども相談センターとも連携及び情報共有を行う。 ・債権の特性により、機械的に滞納処分等を行うことが結果として児童の福祉を害する結果につながるおそれもあるため、未収債権の回収とあわせ、回収不可能な債権の整理に重点的に着手する。 ・財産調査の実施を促進し、回収債権か整理債権かの判断を早期に行うことで徴収業務の効率化を図る。	・納入義務者に対する最初の説明が重要であることから、入所措置機関であるこども相談センターと連携し、入所時の徴収金及び口座振替等に関する説明を徹底する。 ・助産施設及び母子生活支援施設については、入所申込み窓口が区であり、納付交渉の窓口でもあることから、当年度内に確実に徴収できるよう、入所時の説明を徹底する。助産施設入所に係る徴収金については、出産育児一時金として確実に徴収金額を超える収入が納入義務者にあることが確認できるほか、退所後の納入義務者について、新生児訪問や児童手当・乳幼児医療の手続き等、区として接触しうる機会も複数あるため、確実にこれを徴収するよう改めて区へ周知徹底する。 ・こども相談センターからの措置決定通知書の区への送付の遅延が、区における徴収金賦課決定の遅延となり、結果として未収金発生につながるため、速やかに通知書が区へ送付されるようこども相談センターへ呼びかける。 ・財政局が実施する研修に参加することで局担当者の習熟度アップを図り、前年度は実施できていなかった、区役所担当者向けの説明会を実施することにより、昨年度改定したマニュアルの活用と合わせ、担当者の習熟度アップを図る。 ・財産調査の実施を促進し、回収債権か整理債権かの判断を早期に行うことで徴収業務の効率化を図る。
取組実績	・催告書送付等に対し反応がないと思われるケースであっても、引き続き区より送付を行ったほか、文面を工夫した文書等を同封することにより、納入義務者からの連絡があり一括納付にこぎつけたケースもあった。 ・他都市への照会や各区への照会等を行うことで、債権回収の取組状況や手法を共有した。 ・財政局が実施する研修に参加し、局担当者の習熟度の向上を図った。 ・回収取組や課題等について他都市への照会を実施したが、状況は本市と同様であった。	・こども相談センターにおいて、徴収金に関する説明を意識して丁寧に行うとともに、区において徴収金賦課決定に必要なとなる税資料等についても、可能な限り入所と同時に納入義務者から徴収するようこども相談センターの協力を得た。 ・助産施設及び母子生活支援施設への入所に際し、丁寧な説明を行うほか、区担当者と納入義務者との関係を築いておくことで、滞納が発生した場合にも納付交渉等を行いやすい素地を築いた。また、特に助産施設の徴収金に関しては、関係課が連携し、出産育児一時金の入金のタイミングを逃さず徴収することを徹底することで、徴収率100%を達成している区があった。 ・財政局が実施する研修に参加し、局担当者の習熟度の向上を図った。
課題	・財産調査の実施等による、回収債権か整理債権かの判断が十分に行えていない。	・財産調査の実施等による、回収債権か整理債権かの判断が十分に行えていない。
改善策	・債権の特性により、機械的に滞納処分等を行うことが結果として児童の福祉を害する結果につながるおそれもあるため、未収債権の回収とあわせ、回収不可能な債権の整理に重点的に着手する。そのためにも財産調査を実施し、債務者の資力確認等を行っていく。	・債権の特性や納入義務者の状況(生活困窮等)を考慮すると、上記のような取組みによる徴収率の向上にも限界があると考えられる。しかし、うち助産施設入所に係る徴収金については、出産育児一時金として確実に徴収金額を超える収入が納入義務者にあることが確認できるほか、退所後の納入義務者について、新生児訪問や児童手当・乳幼児医療の手続き等、区として接触しうる機会も複数あるため、確実にこれを徴収するよう改めて区へ周知徹底する。 ・助産施設に係る徴収金については、他の施設種別の徴収金に比し徴収しやすい状況にあるほか、1件あたりの徴収額も大きく、これを確実に徴収することが児童福祉施設徴収金全体の徴収率の向上につながると考えられるため、今後も助産施設の徴収金に関し重点的に徴収に取り組むよう区へ指導する。

5. 令和4年度の取組内容 … 「1. 令和3年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和3年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	・債権の特性により、機械的に滞納処分等を行うことが結果として児童の福祉を害する結果につながるおそれもあるため、未収債権の回収とあわせ、回収不可能な債権の整理に重点的に着手する。 ・財産調査の実施を促進し、回収債権か整理債権かの判断を早期に行うことで徴収業務の効率化を図る。	・債権の特性や納入義務者の状況(生活困窮等)を考慮すると、上記のような取組みによる徴収率の向上にも限界があると考えられる。しかし、うち助産施設入所に係る徴収金については、出産育児一時金として確実に徴収金額を超える収入が納入義務者にあることが確認できるほか、退所後の納入義務者について、新生児訪問や児童手当・乳幼児医療の手続き等、区として接触しうる機会も複数あるため、確実にこれを徴収するよう改めて区へ周知徹底する。 ・財産調査の実施を促進し、回収債権か整理債権かの判断を早期に行うことで徴収業務の効率化を図る。

6. 令和2年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位			位
② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較			
	過年度徴収率	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
	6.0%		
	現年度徴収率	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
	68.8%		
	合計(過年度＋現年度)徴収率	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
	29.7%		

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調査書

所属	環境局	担当	斎場霊園担当	債権整理番号(3ケタ)	006	債権区分	非強公	債権名	霊園手数料
----	-----	----	--------	-------------	-----	------	-----	-----	-------

1. 令和4年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力 ※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

(例)令和4年度修正目標＝令和4年度当初に、令和3年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和4年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度＋現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず、目標も未達、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2. 未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数 ※当初目標 … 前年度中に設定する当年度の目標

(単位:千円)

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ ^㉒	イ ＝ア－ウ (▲＝増加を表す)	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ(エ＋オ)	ウ'	エ'	オ'	カ' ＝エ'＋オ'	キ' ＝エ'÷ウ'	ク' ＝カ'÷ウ'	ケ' ＝ウ'－ (エ'＋オ')	キ ^㉓ ＝(エ＋エ') ÷(ウ＋ウ')	ク ^㉓ ＝(カ＋カ') ÷(ア＋ウ')	ケ ^㉓ ＝ケ＋ケ'
A	令2 実績	13,398	1,172	12,226	2,531	770	4,473	20.7%	33.4%	8,925	179,566	174,140	0	174,140	97.0%	97.0%	5,426	92.1%	92.6%	14,351
B	令3 実績	14,351	961	13,390	2,953	1,593	5,507	22.1%	38.4%	8,844	242,729	238,775	0	238,775	98.4%	98.4%	3,954	94.4%	95.0%	12,798
C	令4 修正目標	12,798	0	12,798	3,000	1,600	4,600	23.4%	35.9%	8,198	265,000	261,100	0	261,100	98.5%	98.5%	3,900	95.1%	95.6%	12,098
D	令4 実績	12,798	343	12,455	2,312	905	3,560	18.6%	27.8%	9,238	204,098	199,607	0	199,607	97.8%	97.8%	4,491	93.2%	93.7%	13,729
E	令5 当初目標	12,098	0	12,098	3,000	1,600	4,600	24.8%	38.0%	7,498	265,000	261,100	0	261,100	98.5%	98.5%	3,900	95.3%	95.9%	11,398
F	令5 修正目標	13,729	0	13,729	2,610	1,219	3,829	19.0%	27.9%	9,900	183,778	180,100	0	180,100	98.0%	98.0%	3,678	92.5%	93.1%	13,578
G	令6 当初目標	13,578	0	13,578	2,610	1,090	3,700	19.2%	27.2%	9,878	241,922	238,290	0	238,290	98.5%	98.5%	3,632	94.3%	94.7%	13,510

3. 令和4年度決算見込における未収金実績の状況（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数） … 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

(残高の単位:千円)

分類	回収債権									整理債権								合計
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は 納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は 行方不明等所在など調査中又は 個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】 差押手続中のもの 又は 交付要求中のもの 【非・私】 債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】 差押え後、換価手続中又は 換価予定のもの 【非・私】 債務名義の取得後、強制執行中又は 強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待ったが、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	【強制公】 差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みがないもの 【非・私】 債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】 法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】 法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】 債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】 債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	残高の合計 ＝上記2のD (※3実績) のケ及びグ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。 ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。 (その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出)	
過年度	未収債権の件数	0	471	211	0	0	0	0	0	682	0	0	0	0	0	0	0	682
	未収金残高	0	6,390	2,849	0	0	0	0	0	9,239	0	0	0	0	0	0	0	9,239
現年度	未収債権の件数	0	321	9	0	0	0	0	0	330	0	0	0	0	0	0	0	330
	未収金残高	0	4,370	122	0	0	0	0	0	4,492	0	0	0	0	0	0	0	4,492

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ①→②→③⇒回収債権:④→⑤又は⑥又は⑦又は⑧又は⑨ / 整理債権:⑩又は⑪又は⑫→⑬)→⑭)又は⑮→⑯

令和4年度 決算見込に おける 債務者数	338	人	令和4年度決算見込における 未収債権の件数(過年度＋現年度)	1,012	令和4年度決算見込における 未収金残高(過年度＋現年度) ＝上記2のD(令4実績)のケ ^㉓	13,731
-------------------------------	-----	---	-----------------------------------	-------	--	--------

4. 令和4年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・これまでより少し地域を拡大し、大阪市近郊市も含めた自宅訪問を行い、また、土曜日、日曜日、祝日等の訪問を検討していき、時効管理を適切に行い、不納欠損を行う。	・戸籍調査等を適宜行い、生死・居住地の把握に努め、納付交渉を行う。
取組実績	・大阪市はもとより、周辺の12自治体圏内についても自宅訪問を実施した。また、日曜日の訪問についても、令和5年1月に実施した。	・戸籍調査を定期的の実施するとともに、郵送、電話等による納付交渉を実施。20年分の管理料前納を基本としているが、納付が困難な使用者に対しては、5年もしくは1年の納付に変更することで、現年度分の未収増加を防止した。
課題	・日曜日の訪問を令和4年度に初めて実施したものの、想定より在宅率は高くなかった(14件訪問、うち5件在宅。開庁日の在宅率と大差なし)。	・前回分の納付から20年経過している使用者が多く、次期管理料を納付する認識のないケースが散見される。
改善策	・自宅訪問の曜日や時間帯を再検討する。	・管理料満期を迎える前、具体的には満了6か月前及び3か月前に使用者に対し通知を行い、納付の意識付けを段階的に行っていく。

5. 令和5年度の取組内容 … 「1. 令和4年度の修正目標(＝未収金残高目標)の達成状況」及び「4. 令和4年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

	過年度	現年度
取組内容	引き続き大阪市近郊市も含めた自宅訪問を行い、回収率の上昇につなげる(開庁日の訪問については、要検討のうえ実施判断する)。	引き続き戸籍調査等を適宜行い、生死・居住地の把握に努め、納付交渉を行う。

6. 令和3年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権のみ記載

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位 位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均		大阪市 (上記1Bキ)	政令指定都市 平均
過年度徴収率	22.1%		現年度徴収率	98.4%		合計(過年度＋現年度)徴収率	94.4%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由